

砥部町同報系防災行政無線実施設計業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

老朽化した同報系防災行政無線設備のデジタル化による更新を行うこととしており、工事の発注に必要な調査、設計業務を行うにあたり、専門的な知識やノウハウの豊富な事業者の支援を受けるため、業務委託事業者の選定を行う。

なお、価格のみによる競争によらず広く提案者を公募し、公正かつ公平な方法で選定するために、公募型プロポーザル方式を採用し、必要な事項を定めるものである。

応募者は、この実施要領の内容を踏まえ、技術提案書及び関連書類を提出するものとする。

2 業務の概要

(1) 名称

砥部町同報系防災行政無線実施設計委託業務

(2) 業務内容

別紙「砥部町同報系防災行政無線実施設計委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)参照

(3) 履行期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 29 日まで

(4) 募集方式

公募型プロポーザル方式により実施する。

3 見積限度額

14,000,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

4 日程

(1) 公募開始(砥部町役場ホームページへの要領等掲載)

平成 30 年 5 月 29 日(火)

(2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限

平成 30 年 6 月 8 日(金)午後 5 時まで

(3) 質問書の提出期限

平成 30 年 6 月 8 日(金)午後 5 時まで

(4) 質問への回答

平成 30 年 6 月 13 日(水)

(5) 参加資格確認通知書発送

平成 30 年 6 月 13 日(水)予定

(6) 技術提案書提出期限

平成 30 年 7 月 4 日(水)午後 5 時まで

(7) 技術提案評価(プレゼンテーション)

平成 30 年 7 月 13 日(金)予定

(8) 審査結果通知書発送

平成 30 年 7 月 18 日(水)予定

(9) 契約締結

平成 30 年 7 月末日予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 砥部町入札参加有資格業者名簿に「土木コン」として登録されていること。

(2) 平成 30 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書で、土木関係建設コンサルタント業務の「電気電子」を希望している者であること。

(3) 愛媛県内に本店、支店又は営業所を有するものであること。

(4) 過去 10 年以内(基準日:本公告日)に元請として、1 件の請負金額が 400 万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)以上の「同報系防災行政無線実施設計業務」を履行した実績(業務が完成したものに限る。)を有すること。(履行実績は、国、地方公共団体その他公共団体発注業務に限る。)

- (5) 総務省から免許を受けた 60MHz 帯デジタル無線実験局 (ARIB STD-T86 及び ARIB STD-T115) を保有していること。
- (6) 次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者をそれぞれ配置できること。
 - ア 過去 10 年以内 (基準日: 本公告日) に元請として、1 件の請負金額が 400 万円 (消費税及び地方消費税の額を含む。) 以上の「同報系防災行政無線施設設計業務」(業務が完成したものに限る。) で、管理技術者又は照査技術者として履行した経験があること。
 - イ 次の (ア) 及び (イ) の資格を有するものであること。
 - (ア) 技術士 (電気・電子部門) 又は RCCM (電気・電子部門)
 - (イ) 電気通信主任技術者 (伝送交換) 又は第 1 級陸上無線技術士
 - ウ 公告日 3 か月以前から恒常的な雇用関係であること。
 - エ 管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。
- (7) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) この公告日から落札者の決定の日までの間において、本町から入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- (9) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) の規定による更生手続開始の申し立て (同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件 (以下「旧更生事件」という。) に係る同法による改正前の会社更生法 (昭和 27 年法律第 172 号。以下「旧法」という。) の規定による更生手続開始の申し立てを含む。以下「更生手続開始の申し立て」という。) をしていない者又は更生手続開始の申し立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。) を受けた者については、その者に係る会社更生法の更生計画の決定 (旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。) があつた場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申し立てをしなかつた者または更生手続開始の申し立てをなされなかつた者とみなす。
- (10) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申し立てをしていない者又は再生手続をなされていない者であること。ただし再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る民事再生法の再生計画の決定があつた場合にあつては、その旨を証する書類を提出することにより、更生手続開始の申し立てをしなかつた者又は更生手続開始の申し立てをなされなかつた者とみなす。
- (11) 砥部町暴力団排除条例第 2 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に規定する暴力団関係者でないこと。
- (12) その他資格審査において不適當であると認められない者

6 プロポーザル参加意向申出書の提出

(1) 提出書類

プロポーザル参加意向申出書(様式第 1 号)

(2) 添付書類

ア 会社概要書(任意様式)

イ 業務実績書(テクリス発行のもの)

・参加資格に適合することを証明すること

ウ 60MHz 帯デジタル無線実験局免許状の写し

エ 配置予定管理技術者及び照査技術者の履行経験・雇用状況・資格に関する資料

・テクリス、保険証、免許状の写し等により、参加資格に適合することを証明すること

(3) 提出期限

平成 30 年 6 月 8 日(金)午後 5 時まで(必着)

(4) 提出場所

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地 (砥部町役場 2 階)

砥部町総務課危機管理係

電話 089-962-6110 FAX089-962-4277

(5) 提出方法

持参又は郵送

※持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時までとし、郵送する場合は、期限必着とし、配達証明付き書留郵便に限る。

7 質問の受付及び回答

質問がある参加者は、質問書(様式第 2 号)を提出すること。なお、質問書以外で提出された質問に対しては、回答しない。

(1) 受付期間

平成 30 年 6 月 8 日(金)午後 5 時まで(必着)

(2) 提出方法

電子メール(宛先 bosai@town.tobe.ehime.jp)

※電子メールの件名を「【質問】防災無線設計プロポーザル」とすること。

※メール送信後は、必ず事務局に電話で連絡すること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、6 月 13 日(水)までに「プロポーザル参加意向申出書」の提出のあった全社に対し、質問者を伏せた形で電子メールにて回答する。

ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しない。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

8 参加資格確認通知書及び技術提案書提出要請書の送付

提出されたプロポーザル参加意向申出書により審査を行い、結果について「参加資格確認結果通知書」(様式第 3 号)により通知するとともに、参加資格を有する者には、プロポーザル関係書類提出要請書(様式第 4 号)により技術提案書の提出を要請する。

予定日：平成 30 年 6 月 13 日(水)予定

9 技術提案書の提出

(1) 提出期限 平成 30 年 7 月 4 日(水)午後 5 時まで(必着)

(2) 提出場所及び提出方法 上記 6(4)(5)に同じ

(3) 提出制限

提案書は、1 提案者について 1 件とする。

(4) 提出書類

ア 技術提案書の提出について(様式第 5 号) 1 部

イ 経費見積書(様式自由) 1 部

・消費税及び地方消費税等を含んだ額とすること

ウ 技術提案書 7 部

以下の項目に沿ったものとする

- ・防災行政無線設備の構築に際しての基本方針(設計における留意点、課題等)
- ・業務内容(計画策定の具体的手法・策定スケジュール・作業人員・配置予定技術者の専任、兼務の予定)
- ・実情に即した防災行政無線施設の提案
- ・経費見積書の内訳

※JIS 規格 A4 判用紙を使用し、A4 判以外の用紙を使用する場合は A4 判サイズに合わせて織り込むこと。下部にページ番号を付し 20 ページ以内とすること。

1 0 企画提案の評価方法

プロポーザルの評価は次のとおりとする。

(1) 企画提案評価

参加資格の確認された者から提出された技術提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、実行委員会が設置する「審査委員会」において、下記 1 1 の評価基準及び配点で示す評価基準に基づいて評価し、最も高い評価を受けた技術提案を行った者を当該契約の相手方となるべき候補者(以下「受注候補者」という。)として特定する。

ただし、提出された全ての提案が基準を満たさないと判断した場合は、受注候補者を特定しない。

また、技術提案書の提出者が多数となった場合は、予備評価として書類選考によりプレゼンテーションの対象者を選定する。

(2) 開催日時及び場所等

ア 実施内容

企画提案説明に 30 分、質疑応答に 10 分程度とする。

※プレゼンテーションの対象者には、後日、正式な日時等を通知する。

イ 開催日時

平成 30 年 7 月 13 日(金)予定

ウ 開催場所

砥部町役場 2 階 大会議室予定

(3) 評価結果の通知

審査結果は、後日、プロポーザル評価結果通知書により、参加者全員に文書で通知する。ただし、評価項目の点数等は、公表しないものとする。また、審査結果に対する異議は受け付けない。

(4) 受注者との契約

受注候補者と協議のうえ委託内容を決定し、委託契約を締結する。なお、受注候補者との契約交渉が不調の場合、次順位者と契約交渉を行うものとする。

1 1 評価基準及び配点

(1) 評価値について

評価値は、内容等に関する評価点(以下「内容点」という。)及び見積額に関する評価点(以下「価格点」という。)の合計値(最高値は「100 点」)とする。

(2) 内容点について

評価項目一覧表の「内容点」の審査員個別点数の配点割合の目安は次のとおりとし、最高点は、85 点とする。

評価	配点割合の目安
優れている	100%
やや優れている	80%
普通	60%
やや劣っている	40%
劣っている	20%

評価項目一覧表

		評価の観点		評価項目	最高点			
内容点(85%)	業者評価 (20)	1	提案者の実績 (設計業務の実績)	・固定系デジタル防災行政無線等の基本設計又は実施設計の実績を豊富に有しているか。(過去10年間)	(書類審査)	10	点	
		2	提案者の実績(配置 予定管理技術者)	・配置予定の管理技術者は、固定系デジタル防災行政無線等の基本設計又は実施設計の実績を豊富に有しているか。(過去10年間)	(書類審査)	5	点	
		3	提案者の実績(配置 予定照査技術者)	・配置予定の照査技術者は、固定系デジタル防災行政無線等の基本設計又は実施設計の実績を豊富に有しているか。(過去10年間)	(書類審査)	5	点	
	全体提案 評価 (45)	1	防災行政無線設備の 構築に際しての基本 方針(業務理解等)	・業務の特性等を十分理解しているか。 ・意気込み・意欲は感じられるか。	(プレゼンテーション等審査)	5	点	
		2	防災行政無線設備の 構築に際しての基本 方針(留意点、課題の 整理)	・設計における留意点、課題等を十分整理できているか。	(プレゼンテーション等審査)	15	点	
		3	業務内容(工程)	・計画策定の具体的手法は適切か。 ・策定スケジュールは適切か。	(プレゼンテーション等審査)	15	点	
		4	業務内容(人員)	・十分な人員が確保されているか。 ・配置予定技術者の専任、兼務の予定	(プレゼンテーション等審査)	10	点	
	個別提案 評価 (20)	1	実情に即した防災行政 無線施設の提案	・本町の実情に即した提案となっているか。 ・既存施設等を考慮した提案となっているか。 ・具体的な提案となっているか。	(プレゼンテーション等審査)	20	点	
	価格点 (15%)	価格評価 (15)	1	経費見積額	・見積額は、見積限度額の範囲内であるか。	(書類審査)	15	点
	合計						100	点

(3) 価格点について

価格点は見積額から算定し、「価格点」の最高点は15点とする。

※最低見積額を提示した業者は、15点とする。

価格点の算出式は次のとおりとする。

$$\text{価格点} = \text{価格点の上限(15点)} \times \left\{ 1 - \frac{(\text{見積額} - \text{最低見積額})}{\text{見積限度額}} \right\}$$

※最終計算結果において、小数点以下の端数は切り捨てる。

- ①見積額は、提出された「経費見積書」の見積総額とする。
- ②最低見積額とは、全提案者の中で最も低い見積額とする。
- ③見積限度額は、14,000,000円(消費税及び地方消費税含む。)

1.2 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案者を失格とする。

- (1) 提案書の提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に経費見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) プレゼンテーション等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行ったもの
- (7) 経費見積書の金額が、見積限度額を超過したもの

1 3 その他留意事項

- (1) 提出期限までにプロポーザル参加意向申出書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出できないものとする。
- (2) 提出期限後におけるプロポーザル参加意向申出書及び提案書の差替え、訂正及び再提出は認めない。なお、プロポーザル参加意向申出書及び提案書の提出後に、必要に応じて説明又は追加資料の提出を求める場合がある。
- (3) 提出されたプロポーザル参加意向申出書及び提案書は、提案資格の確認及び受注者の特定以外の目的で、提案者に無断で使用しない。
- (4) 提出されたプロポーザル参加意向申出書及び提案書は返却しない。
- (5) プロポーザル参加意向申出書及び提案書の作成に要した費用、旅費、その他提出に要した一切の費用については、提案者の負担とする。
- (6) 本手続きにおいて提出した書類に虚偽の記載をした場合には、提出されたプロポーザル参加意向申出書及び提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をしたものに対して、指名停止を行う場合がある。
- (7) 受注者は、本業務を実施する場合において、発注者と密接に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守すること。また、契約終了後においても、守秘義務を遵守すること。
- (8) 成果品に関する権利は、受注者固有の知識、技術を除き全て砥部町に帰属するものとする。
- (9) 提案書に記載した配置予定技術者等の担当者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由がある場合は、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得たうえで変更することができる。
- (10) 提案者が1者であっても企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合は、受注候補者を特定する。
- (11) プロポーザル参加意向申出書提出後に辞退する場合は、辞退届(様式第6号)を提出すること。

1 4 担当窓口

砥部町総務課危機管理係(担当 曾我部)
〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地
電話番号 (089)962-6110 FAX(089)962-4277
電子メールアドレス bosai@town.tobe.ehime.jp